

極地氷海船の船体構造に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編及び I 編
鋼船規則検査要領 I 編

改正事項

極地氷海船の船体構造に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) I1 及び I2 では、極地氷海船に関する一般要件及び船体構造に関する要件がそれぞれ規定されている。IACS は、これらの UR の内容をより充実したものとするため、当該 UR を見直し、新たに、直立船首及び球状船首に対する設計氷荷重、砕氷船に対する追加要件並びに格子構造に適用する直接解析に関する規定等を追加し、2016 年 4 月に UR I1(Rev.2)及び UR I2(Rev.3)として採択した。

このため、UR I1(Rev.2)及び UR I2(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

併せて、2002 年に採択された IMO の非強制ガイドラインである“Guidelines for ships operating in arctic ice-covered water” (MSC/Circ.1056 及び MEPC/Circ.399) に基づき規定していた極地氷海船の復原性に関する要件について、2014 年に採択された極海コード 1 部 (決議 MSC.385(94)) の要件と整合するよう改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船級符号に“Icebreaker”を付記する極地氷海船の要件を規定した。
- (2) 極地氷海船の直立船首及び球状船首に対する設計氷荷重を規定した。
- (3) 極地氷海船において、荷重伝達桁と特設肋骨が格子構造の一部を形成する場合の直接計算に関する要件を改めた。
- (4) 極地氷海船の復原性に関する要件を改めた。

改正条項

鋼船規則 A 編 1.2.5

鋼船規則 I 編 1.1.1, 1.2.1, 附属書 1 中 1.1.1, 1.2.2, 1.2.3, 図 1.2.3-2., 表 2.1.2-1., 表 2.1.2-2., 表 2.1.2-3., 表 2.1.2-4., 2.1.3, 表 2.1.3-1., 表 2.1.3-2., 表 2.1.3-3., 3 章, 4.3.2, 4.5.1

鋼船規則検査要領 I 編 I1.1.1, I1.1.2